

議案第十号

交通災害共済一部事務組合の設立について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定により、倉吉市、明金町、東郷町、北条町、泊村、大柴町、四台町、東伯町および赤碕町と交通災害共済に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、倉吉市外九か町村交通災害共済組合を設立することについて、地方自治法第二百九十条の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾 参年参月拾吉日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

倉吉市外九か町村交通災害共済組合規約

第一章

総

則

(名 称)

第一条 この組合は、倉吉市外九か町村交通災害共済組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 この組合は、次の市町村をもつて組織する。

倉吉市、鞆金町、三原町、東郷町、北条町、泊村、大栄町、羽谷町、東伯町、赤崎町

(組合の共同処理する事務)

第三条 この組合は、交通事故を受けた住民を救済するための共済事業を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第四條 この組合の事務所は、倉吉市妻町七二二番地倉吉市役所内に置く。

第二章 組合の職会

(議員の定数)

第五條 組合の職会の議員の定数は二十五人とし、組合を組織する市町村ごとに次の区分により選出する。

倉吉市	七人	泊村	二人
陶金町	二人	大栄町	二人
三河町	二人	羽台町	二人
東郷町	二人	東伯町	二人
北条町	二人	赤崎町	二人

(組合職会の組織及び議員選出方法)

第六條 この組合の職会の議員は、組合を組織する市町村の長(第九條の規定により組合の管理者及び副管理者に選出又は選任された者を除く。)及び市町村職会において議員のうちから互選したをもつてこれにあてる。

(議員の任期)

第七条 組合の議会の議員の任期は、当該市町村の長及び議会議員の任期とする。

2 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠議員を選出しなければならない。

3 補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第八条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長一人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

第三章

執行機関

(組合管理者及び副管理者)

第九条 この組合に管理者一人、副管理者二人を置く。

2 管理者は、組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)の長のうちから組合の議会において選出する。

- 3 管理者の任期は、当該市町村長の任期とする。
- 4 管理者は、組合を代表し、事務を管理し及び執行する。
- 5 副管理者は、管理者が関係市町村の長及び助役のうちから、組合議会の同意を得て選任する。
- 6 副管理者の任期は、当該市町村の長及び助役の任期とする。
- 7 副管理者は、管理者を補佐し、職員の相当する事務を監督し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 管理者及び副管理者は、組合の職会の議員を兼ねることができない。

(収入役)

第十条 この組合に収入役を置く。

収入役は、管理者が関係市町村の収入役のうちから組合の議会の同意を得て選任する。

(監査委員)

第十一条 この組合に監査委員を置く。

2 監査委員は二人とし、組合の議会の議員の互選とする。

3 監査委員の任期は、組合の議会の議員の任期とする。

(補助役員)

第十二条 この組合の事務を処理するため、役員その他の職員を置く。

#### 第四章 財 務

(組合経費の支弁方法)

第十三条 この組合の経費は、交通災害共済加入者の共済掛金及び市町村の分賦金並びにその他の収入をもつてこれにあてる。

(分賦金)

第十四条 前条の分賦金の分賦割合は、組合の議会の議決により定める。

#### 第五章 その他

(委任)

第十五条 この規約の施行に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、昭和四十三年四月一日から施行する。